

デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会（第8回）・
ワーキンググループ（第2回）

1 日時 令和6年2月5日（月）17時00分～19時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

宍戸座長、生貝構成員、石井構成員、越前構成員、奥村構成員、落合構成員、
クロサカ構成員、後藤構成員、澁谷構成員、曾我部構成員、田中構成員、増田構成員、
水谷構成員、森構成員、山口構成員、山本（健）構成員、脇浜構成員

（2）オブザーバー団体

一般社団法人安心ネットづくり促進協議会、一般社団法人新経済連盟、一般社団法人セーフ
ファーインターネット協会、一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構、一般社団法人
テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネ
ットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人日本新聞協会、
日本放送協会、一般社団法人MyData Japan、一般財団法人マルチメディア振興センター

（3）オブザーバー省庁

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、デジタル庁、文部科学省、経済産業省

（4）総務省

湯本大臣官房総括審議官、西泉大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、大澤情報流通振興
課長、恩賀情報流通適正化推進室長、内藤情報流通適正化推進室課長補佐、上原情報流通適
正化推進室専門職

（5）ヒアリング関係者

違法情報等対応連絡会 桑子博行主査

一般社団法人セーフファーインターネット協会 吉田奨専務理事

4 議事

- (1) オブザーバーの追加
- (2) 関係者からのヒアリング
- (3) 基本的な考え方について
- (4) 意見交換
- (5) その他

【宍戸座長】 それでは、今、御案内のとおり、定刻でございますので、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」の第8回会合と、ワーキンググループの第2回の会合、合同会合を開催させていただきます。本日も御多忙のところ、また、首都圏は大雪が降っているということで、それぞれ大変なところ、御出席を賜り誠にありがとうございます。

議事に入る前に、事務局より連絡事項の説明をお願いいたします。

【内藤補佐】 本日、事務局を務めます、総務省の内藤です。

まず、本日の会議は公開とさせていただきますので、その点御了承ください。

次に、事務局よりウェブ会議による開催上の注意事項について、案内いたします。本日の会議につきましては、構成員及び傍聴はウェブ会議システムにて実施させていただいております。本日の会合の傍聴につきましては、ウェブ会議システムによる音声及び資料投影のみでの傍聴とさせていただきます。事務局において、傍聴者は発言ができない設定とさせていただきますので、音声設定を変更しないようお願いいたします。

本日の資料は、本体資料として、資料8-1から8-3-4、そして参考資料8-1を用意しております。万が一、お手元に届いていない場合がございますら、事務局までお申しつけください。

また、傍聴の方につきましては、本検討会のホームページ上に資料が公開されておりますので、そちらから閲覧ください。

なお、本日は、江間構成員、安野構成員、山本龍彦構成員は御欠席予定、曾我部構成員、田中構成員、水谷構成員が会議途中から御出席予定と伺っております。

事務局からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、まず、本日の議事の進め方について御説明を申し上げます。まず、冒頭、オブザーバーの追加について御説明をいたします。

次に、オブザーバーの2団体からのヒアリングを予定しております。その後、基本的な考え方について、ずっと御議論いただいておりますけれども、事務局より前回の御議論を踏まえて修正いただいた全体像、基本理念、ステークホルダーの役割について御説明をいただき、質疑の時間を設けたいと思います。

それでは、早速議事に入らせていただきます。本検討会の開催要項の4の(6)がございます。こちらによりますと、座長は必要に応じ、本検討会の構成員、またはオブザーバーを追加することができるとございます。そこで、資料8-1を今現在、御投影をいただいております。

りますが、現時点で御内諾をいただいております関係省庁、1省の中に2つの部門が入っているものもございますけれども、本検討会での議論するデジタル空間の情報流通の健全性に、それぞれ所管の関係で、あるいは、それぞれ御関心のある、また国民にそれぞれ関わる非常に重要な部門でございますので、これらの省庁に、本会議にオブザーバーとして御参画をいただきたいと、私としては考えております。

構成員の皆様いかがでございましょうか。

(「異議なし」の声あり)

【宍戸座長】 御発声も、また、チャット欄でも御賛同をいただきました。ありがとうございます。それでは、これらの各関係省庁の方には、オブザーバーとして御参画、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

それでは、この件は承認をいただいたものといたしまして、議事の2に移らせていただきます。本日は違法情報等対応連絡会とセーフティーインターネット協会の2つの団体から、本検討会での議論に関連するヒアリングをさせていただきたいと思っております。順に行きたいと思いますが、まずは、資料8-2-1に基づきまして、桑子主査より御説明のほうをお願いいたします。

【違法情報等対応連絡会】 違法情報等対応連絡会の桑子でございます。それでは、資料に基づきまして、御説明させていただきます。よろしくお願いたします。

まず、連絡会ですが、通信関連団体の電気通信事業者協会、テレコムサービス協会、日本インターネットプロバイダ協会、及び日本ケーブルテレビ連盟の4団体で構成しております。いわゆる地域のプロバイダー等を含めまして、通信事業者、約1,000社が参加されているところでございます。

本日は、検討会で主に議論されてきましたネット上の偽情報、誤情報対策というお話より、これまで通信業界として取り組ませていただきました、違法有害情報対策の取組などを参考としてお話しさせていただきたいと思っております。その点、御了解のほどお願いたします。

次のページ、お願いたします。目次として、こちら、お示ししてございますけれども、これまでの違法情報等対応連絡会、通信4団体としての取組を中心にお話しさせていただきます。3番目に、東日本大震災時の流言飛語への対応ということで書いてございますけれども、この時に、いわゆる偽情報、こういった問題について、若干対応させていただきましたので、それについて、簡単に触れさせていただきます。なお、5番目、偽・誤情報対策の推進について、この部分については、当違法情報等対応連絡会として、これまで特に議論しておりませ

るので、これまでの経験を踏まえて、私、桑子個人の考え方として、御紹介させていただく予定でございます。その点につきましては、御承知のほどお願いいたします。

次のページ、お願いいたします。まず、違法情報等対応連絡会の設立の経緯でございます。大分古い話でございますけれども、連絡会の設立の経緯など、こちらの記載でございますとおり、2002年の時点では、御承知のとおり、プロバイダ責任制限法について、2002年の5月に施行されたわけでございますけれども、その年の2月の時点で、プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会を、通信関係4団体を含め、著作権の関連団体、商標権の関連団体など、多くの皆さんに御参加いただきまして、設立させていただき、その後、名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン等の策定を含め、取り組んできたところでございます。その後、2005年に、総務省におきまして、インターネット上の違法有害情報への対応に関しての研究会が発足しております。私もこの研究会の構成員として参加させていただきましたが、その後、2006年に通信4団体で、この研究会の議論を踏まえて、違法情報等対応連絡会を発足させていただいた次第でございます。

そして、その年の11月の時点で、「インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドライン」とか、「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」を策定させていただいて発表し、事業者等に周知させていただきまして、活用してきたという状況でございます。その後、発信者情報開示のガイドライン等を策定させていただいたというのが経緯でございます。

次のページをお願いいたします。こちら、総務省さんのホームページに載っておりますけれども、ネット上の違法・有害情報への対応につきましては、皆様御承知のとおり、違法な情報への対応と違法ではない有害な情報への対応に大きく分けて、違法な情報への対応につきましては、プロバイダ責任制限法ということで、権利侵害への対応、そして、その他の違法な情報への対応の部分については、当連絡会で取り組んできております、違法のガイドラインに基づく対応などを進めてきております。

また、右側の違法ではない有害な情報につきましては、青少年に有害な情報は御案内のとおり、いわゆるフィルタリングという取組を中心に進めてきたわけでございますけれども、公序良俗に反する情報、この部分につきましては、契約約款モデル条項、これを中心に組み立てていただいているのが現状でございます。この中ほどの右に書いてあります、事業者団体による自主的な取組み、この部分を違法情報等連絡会で対応させていただいているというところでございます。

次のページ、お願いいたします。こちらのほうは簡単に触れさせていただきますけども、当連絡会について、設置要綱からの抜粋でございまして、目的部分にアンダーラインを引かせていただいておりますが、違法・有害情報への適切かつ迅速な対応を図るため、通信業界としての各種のガイドラインやモデル約款等を検討、策定した上で、関連事業者への周知と啓発を行うことにより、ネット社会の安全・安心を目指すという目的で取り組ませていただいております。構成員としては、先ほど申し上げたとおり、通信4団体で構成させていただいておりますが、赤で記載させていただいているとおり、LINEヤフーさんを除くプラットフォーム事業者の皆さんには、この4団体には参加していない状況でございまして。

次のページ、お願いいたします。これまでの取組について簡単に触れさせていただきます。先ほど申し上げたとおり、違法情報等対応連絡会としては、インターネット上の違法な情報への対応に関するガイドラインを、平成18年11月の時点で策定しております。こうしたものを策定し、対応してきた状況でございまして。また、契約約款モデル条項についても同様に、平成18年に作成しておりますが、実は結構頻繁に改定など行っているという状況でございまして、例えば下のほうに書いてある通り、昨年と一昨年になりますけども、令和4年の8月の時点では、例の安倍元首相が銃撃されるという事件がございましたけども、この不正なけん銃の製造という観点での約款の解説文の改訂を行ったり、昨年の2月にはいわゆる闇バイト関連の改訂を行ったり等々という形の取組をさせていただいてきたところでございまして。

次のページ、お願いいたします。こちらが違法な情報への対応に関するガイドラインのイメージを示しているところでもございまして、ネット上において、いろいろ問題があったときに、具体的にどういうケース、どういう書き込みがどういう法律に基づいて違法であるかという判断基準をお示しするという観点で、下のほう、1から5ということで記載してございまして。例えばわいせつ関連、薬物関連、振り込め詐欺関連、貸金業関連ということで、それぞれ例えばわいせつ関連であれば警察庁と、薬物ということであれば厚生労働省ということで、所管の省庁さんと協議をさせていただきながらガイドラインを取りまとめ、そして周知させていただいてきたという状況でございまして。

次のページ、お願いいたします。次のページに契約約款モデル条項をお示しさせていただきます。先ほど触れたとおり、上のアンダーラインにございまして。電子掲示板の管理者やインターネットサービスプロバイダー等が自ら提供するサービスの内容に応じて、自らが必要とする範囲内で契約約款に採用していただくことを目的と書いてござい

すけども、こうした約款のモデル条項をお示しすることによって、例えばプロバイダー等の皆さんが自社の約款に組み込んでいただく、ないしは検討する際の参考にしていただくという目的でこうしたものを策定させていただいてきたという形でございます。全体としては、そこに記載の通り、第1条の禁止事項から始まって、第9条までの情報になっているというところでございます。

9ページお願いいたします。モデル条項の第1条（禁止事項）の条文を記載させていただいております。あくまでも次の行為を行わないものとしますということで、約款でございますから、どういった書き込みはしてはいけません、しないでくださいという形の内容とさせていただいております。次のページにあるとおり、現時点においては全体が21の条文からなっているという形でございます。ただ、こうした条文だけではなかなか判断が難しいということもございますので、次のページお願いいたします。こちらにあるとおり、例えば（16）の違法行為を請け負い、仲介または誘引する行為というものについては、具体的にどういうものが該当するのかということで、赤で記載させていただいている部分にあるとおり、具体的にはということで、こうした具体的な判断ができるような形のをモデル条項の解説として策定させていただいて、公表している状況でございます。

上の2つのポツの部分については、先ほど申し上げましたけど、昨年いわゆる闇バイトの案件に絡んで、具体的にこうした解説を付け加えさせていただいた、一部見直しを行ったという形でございますし、3つ目の「また、ウェブサイトを上の情報から3Dプリンタによる」という部分については、先ほどの元首相の銃撃事件を参考に、解説を加えさせていただいたという取組を行ってきているところでございまして、改定をした上で、事業者の皆さんに公表し、そして、必要に応じて説明会等を設けて周知させていただくという形で活用いただいているところでございます。

次のページをお願いいたします。今までの話と大分変わりますけども、実は違法情報等対応連絡会として、2011年当時の東日本大震災の当時に、流言飛語への対応という取組をさせていただいております。非常に混乱した時期でございましたけども、4月に入って、インターネット上のこうした問題に関しての情報提供ということを進めたいという話の関係省庁さん等からありまして、簡単に記載しているとおり、警察庁をはじめ、行政機関からネット上のこうした流言飛語に対しての削除等の対応の要請ということで情報をいただき、それに基づいて、連絡会として事業者において、ガイドラインとか約款等に基づき、削除等の対応を検討してほしいというような流れで対応を行ってきたという事例がございます。

当時は、現在とネットの利用状況も大分違いSNSが現在のように普及していない、まして見られる動画等はなかったかと思えますけども、過去において、こうした取組を行っているところでございます。

次のページをお願いいたします。こうした取組の中で求められる対応ということで、当時は振り返りまして、幾つか気づいた点を記載させていただいたところでございまして、大きな災害時には、国民の不安をいわずらにあおる、こうしたものがネット上に流れてしまうという状況があるというところでございますけども、御案内のとおり、表現の自由等の観点から、あくまでも事業者の自主的な判断に基づいて削除等の対応を行うということを基本として取り組んできたところでございます。

一番下の部分ですけども、やはりこうしたことを振り返ってみますと、あらかじめ災害発生等を想定した上で、緊急時における偽情報・誤情報対策の取組の体制を確立する必要があるのではないかと感じているところでございます。

次のページをお願いいたします。こちらはネット上の違法有害情報対策において考慮すべき点などという形で書かせていただいております。違法情報等対応連絡会を含めて、これまでの経験から考慮すべき点を幾つか上げたところでございまして、いろいろな動きが今、ネットに関わっておりますので、日々の情報を幅広く把握すること、これが非常に重要と考えておりますけども、やはりそうした上で、関係省庁さんとの意見交換とか連携が非常に重要であると考えております。問題が生じた際の問合せ先の公表等も必要であろうと考えているところでございます。

次のページをお願いいたします。こうした通信業界としてのこれまでの取組を踏まえまして、5番目の部分については、あくまでも違法情報等対応連絡会として、これまで議論してきている内容ではございませんので、冒頭の部分に書いてあるとおり、桑子コメントということで、私個人としての考え方などをコメントさせていただいているところでございます。先ほども申し上げましたが、やはり偽情報・誤情報の拡散については、社会の大混乱を招く可能性があると思えます。

それから、実際に、こうしたいわゆるフェイクの画像、動画を含めまして、見分ける能力、これが全ての国民に求められているという状況が考えられますので、フェイクを見分ける力を養う教育、これが必須だと考えております。

そういった観点を含めまして、信頼できる機関との連携、これは不可欠であろうと考えております。マスコミ関係を含めまして、こうしたところの連携も重要なところと考えており

ますが、言論の自由、表現の自由などに配慮した上で、慎重かつ迅速な対応が求められていると考えております。

また、AI等を含めて、ますます偽・誤情報のリスクは高まっておりますので、関連技術の発展を十分、注視する、考慮する必要もあると思っております。

最後の部分になりますけども、諸外国における取組を参考に、ネット利用者を含む幅広いメンバーで構成される、例えば偽・誤情報対策の検討の場を設ける。そして、早急に対応方針などを議論すべきではないかというのが、私の考えているところでございます。

最後のページをお願いいたします。あくまでも御参考ということで書かせていただいております。想定される検討の場のイメージというところですが、私としては、本当に幅広い関係者に参加いただき、活動概要にある幅広い内容を議論する必要があるのではないかと考えておまして、この辺の内容につきましては、この検討会において、諸先生方からも御指摘いただいているところかと承知しております。

以上で私の説明を終了させていただきます。ありがとうございました。

【宍戸座長】 桑子さん、ありがとうございました。

それでは、御説明につきまして、若干の質疑応答の時間を設けたいと思います。御質問、御意見のある方はチャット欄で私にお知らせをいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。水谷構成員、お願いします。

【水谷構成員】 関西大の水谷でございます。本日は貴重なお話ありがとうございました。大変勉強になりました。

私から1点なんですけども、今日提示いただいた資料の13ページで、緊急時における偽・誤情報対策の取組体制の確立が必要ということは、これは私もまさにそのとおりではないかと思っているところなんですけども、今回の能登の地震の件を見ていると、やはり現地の情報に関しては、偽情報もちろんそうですけども、非常に錯綜している感じがあり、これに対応するとなったときには、当然、自治体との連携が非常に重要になってくるのではないかと見ておりました。

今日、御提示された対策推進協議会の案の中にも、参加者の中に自治体が入っているということにはなっていると思っておりますけども、この点、もし追加で何かお話しただけることがあればお願いいたします。

【違法情報等対応連絡会】 ありがとうございます。先生御指摘のとおりかなと考えております。そういった意味では、最後のページ、16ページにもお示ししておりますけども、

自治体にはぜひ参加いただく必要があるのではないかと考えております。

また、自治体以外にも、参加者としてできるだけ幅広く関係者に参加いただくことによって、その参加者からいろいろな情報が入ってくる、信頼できる情報が入ってくるということも出てくると思っております。

そういった観点を含めまして、あらかじめ協議会において、いわゆる緊急災害の時にどうするか、こうした議論も事前に行うということが、災害時等において役に立つのではないかなど考えております。

【水谷構成員】 ありがとうございました。

【宍戸座長】 このラウンドは、この後、落合先生、森先生と御質問と、それからディスカッションと、そこまでとさせていただきます。それでは、落合先生、お願いします。

【落合構成員】 どうも御説明いただきまして、ありがとうございます。これまでの歴史的な取組も含めて御説明いただきまして、大変参考になりました。

それで、今回、特に偽・誤情報の対策の推進ということで議論をしております、その中で、過去に違法有害情報の関係では、契約約款に関するモデル条項などをつくって対処されていたというような、そういう工夫もされていたと思いますが、こういった工夫について、偽・誤情報との関係ではどうかをお伺いしたいと思えます。また、改めてですが、これまでの対策の中で偽・誤情報との関係では、ここが一番、関係者が動きにくいと感じられているところがあれば、それを教えていただきたいという、以上2点でございます。

【違法情報等対応連絡会】 ありがとうございます。やはり偽・誤情報ということになると、なかなか例えば契約約款、モデル条項等の取組の中に加えるということは難しいと考えているところでございます。契約約款、モデル条項につきましては、基本的には違法であるかどうかということを中心に検討しております。したがって、どういう書き込みであれば、どういう法律に基づいて違法であるかという観点で、モデル条項及び解説については検討させていただいておりますので、偽情報・誤情報というものについて、その辺が非常にグレーである。したがって、これまでは具体的なものとして加えてはこなかった、こられなかったというのが現状でございます。

取りあえず、よろしいでしょうか。

【落合構成員】 ありがとうございます。約款の点については、分かりました。

取組として難しいと感じられているところは、何かあれば、偽・誤情報について、特に今おっしゃられた以上にはあまりない、ということによろしかったでしょうか。

【違法情報等対応連絡会】 現時点ではまだございません。

【落合構成員】 分かりました。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、森先生、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。桑子さん御説明ありがとうございました。違法有害情報の時の協議会の取組を踏まえて、偽情報もということで、積極的な御提案として承りましたけれども、若干違うところというのはあるかなと思っておりまして、特に通信4団体が、以前の協議会の中心的な役割を占めていたのは、何といても発信者情報開示というものがあつたからではないかと思っております、その中で、経由プロバイダもどうしてもこの問題に巻き込まれると、権利侵害情報問題に巻き込まれるということがあつたのに対して、偽情報・誤情報の場合、経由プロバイダ、通信4団体の中心となるのは、コンテンツホルダーではなくアクセスプロバイダーなわけですけれども、少し違う形で、間接的にしか関与しないというところがあるかなと思いますので、そここのところの参加者、期待される参加者の違いみたいなことについて、もし何か桑子さんがお考えのことがあれば伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

【違法情報等対応連絡会】 ありがとうございます。最後の15ページから16ページにかけては、あくまでも、先ほど触れたとおり、私個人としての考えということでお話しさせていただきました。

先生御指摘のとおり、通信4団体ということになると、いわゆる経由プロバイダ等ということになってきますので、そういった意味では偽情報・誤情報というのは、これまでの取組とは違うというところがございます。ただし、あくまでも間接的という形になるかと思えますけれども、何かこういった大きな問題があつたときに、事業者としてできることが何かあるかというところですが、なかなか難しいところかと思えますけれども、利用者に対して、こうした危険性がありますよというような形の、いわゆる周知を行うというような形では考えられるのかなとは思っております。直接的に偽情報・誤情報に対して対処するということは考えられないところかなと承知しております。

ただ、現状、この取組については幅広い関係者が必要になってくるであろうということで、最後は全くの案でございますけど、書かせていただいたところでございます。

【森構成員】 ありがとうございます。よく分かりました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、桑子さんとの質疑応答はひとまず、ここまでとさせていただきます。貴重なインプットありがとうございました。

【違法情報等対応連絡会】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 それでは、続きまして、資料8-2-2に基づき、セーフターインターネット協会、吉田専務理事からの御発表、お願いいたします。

【セーフターインターネット協会】 ただいま御紹介に預かりました、セーフターインターネット協会専務理事の吉田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

次のページお願いいたします。まず、私どもの紹介でございますけれども、現在24社加盟社がございまして、LINEヤフーさん、ALSIさん、ポールトゥウィンさんを正会員としまして、MIXIさん、Amazonさん、メルカリさんなどが賛助会員として御参画いただいて、会費収入で賄っているところでございます。

次のページ、お願いいたします。活動領域としましても、インターネット上で起きる社会問題全てという形で、少しずつウイングを広げているところでございますけれども、近年、特に力を入れておりますのが、フェイクニュース対策という形になります。

次のページ、お願いいたします。振り返ってみますと、2008年、11年頃からインターネット利用環境整備法の成立ですとか、また、児童ポルノブロッキングという話題が非常に盛り上がりまして、リベンジポルノの問題ですとか海賊版サイトの問題ですとか誹謗中傷の問題、こういったものが続いておりまして、セーフターインターネット協会は2013年に設立しておりますけれども、順次、こういった問題に対して、対策の窓口を広げているという変遷でございます。

次のページ、お願いします。まず、基礎となるセーフラインですけれども、こちらは警察庁のほうでホットラインセンターというのが運用されておりますけれども、民間でも似たようなことができないかということで、2013年以来、始めている基礎的な活動になります。特に注目すべきところとしては、国内外のサイトに削除要請を行うという形で、削除の検討を行う、検討を促すという形にしておりますけれども、英語で海外の事業者ですとかにも削除の検討を依頼するという活動をしております。

次のページ、お願いいたします。中心となりますのは、深刻な違法有害情報の中でも深刻な人権侵害を伴う児童ポルノの削除ですとかリベンジポルノ削除というものを取り扱っております。偽情報という形では、現在のところ、対象としておりません。その他の規約に触れるところがあれば対象となりますけれども、真正面から偽情報は取り扱っていないという状況でございます。

次のページ、お願いいたします。近年力を入れているもう一つのものとして、誹謗中傷ホ

ットラインというものもございまして、これは違法有害情報の一つではあるとは思いますが、すけれども、別枠で専用の窓口を設けまして、2020年から活動をしております。立場の弱い私人ですとか個人商店等が対象で、こちらにも削除の検討を促すという形で活動をしております。専らこれは削除の要請に絞ってございまして、心のケアですとか刑事手続等は別途やっていただくという形で、削除に特化した取組として推進しているものです。

次のページ、お願いいたします。ここからが偽情報・誤情報の対策という形になります。御参加いただいている先生方、また、傍聴されていらっしゃる方は御案内のとおりだとは思いますが、すけれども、総務省さんのプラットフォームサービスに関する研究会の報告書、2020年の報告書で、右側に少し抜粋しておりますけれども、法規制ではなくて、民間の自主的な取組、あるいは関係者を集めたフォーラムの開催を促すという形で報告がなされておりますので、こちらは民間として、この報告を受けてセーファーインターネット協会としても何かできないかなというところを2020年から考えておるところでございまして。

次のページ、お願いいたします。実際に、2020年の6月にディスインフォメーション対策フォーラムというものを設置いたしまして、宍戸座長をはじめとしまして、関係者の皆様、あるいは構成員としてフェイスブックさん、Googleさん、ツイッターさん、当時のヤフーさんにも御参加いただき、また、オブザーバーとして、日本新聞協会様、日本放送協会様等にも御参画いただいたという形でございまして。

2020年6月から計10回開催をいたしまして、その途中、2021年には中間取りまとめの発表、また、ワクチンデマが当時流行っておりましたので、ワクチンデマのシンポジウムを開催させていただいております。最終的に、2022年の3月に報告書をまとめまして公表しております。2本の柱というところで、リテラシー教育の推進とファクトチェック機関の創設というところを提言いたしまして、日本では当時、世界各国で立ち上がっているファクトチェック機関というのがまだまだ弱い。幾つか立ち上がっていたとは思いますが、すけれども、例えば記事の配信数等で見ましても、かなり各国に劣後するような状況であったというところで、永続的かつパワフルなファクトチェック機関というのが、対策の主体として求められるんじゃないかということで、ディスインフォメーション対策フォーラムとして、有識者会議として御提言いただいたというような形になります。

その中で、望ましいファクトチェック機関の在り方についても検討してございまして、取り上げる題材として、まず、1番目に災害や犯罪の発生から社会不安を増幅させるもの等に入れるということで御提言いただいておりますので、まさに今日の情勢も見越した4大

題材として提言をいただいていたかなと思います。

次のページ、お願いいたします。この答申を受けまして、2022年の10月に日本ファクトチェックセンター、JFCを設立したところがございます。委員も務めていらっしゃいます、曾我部先生に運営委員長になっていただきまして、2022年の10月から記事配信を開始しております。

次のページ、お願いいたします。こういった10月から活動を始めて、半年ぐらいの実績を持って、IFCNさんの方に加盟申請をさせていただいて、8か月で加盟が承認されたという形で、In Factさんとか、リトマスさんですとか、ほかの団体さんもこれに前後して承認が下りたと聞いておりますけれども、一定の審査を受けて、ファクトチェック機関の国際ネットワークにも加盟をさせていただいたというところがございます。

右側に、簡単にIFCNの御紹介をしておりますけれども、皆さん御存じかと思っておりますので、割愛させていただきます。

次のページ、お願いいたします。JFC、日本ファクトチェックセンターの特異な点でございますけれども、SIAが運営母体として法人格を持って事務局として支えておりますけれども、編集部は独立しております、編集権の独立ということを保証しながら記事を配信させていただいております。そういった中で、運営委員会というのを別途設けまして、こちらにも曾我部先生、山本先生と水谷先生に委員を務めていただいておりますけれども、運用ガイドラインの制定ですとか運用状況の監督について、2か月に1回ぐらい運営委員会を開催させていただきまして、これまで16か月間で11回程度開催をさせていただいております。日々の編集部の記事配信について、あるいは提携ですとか協力をプラットフォームさんとしていくというような重要な時には、必ず運営委員会の審議を経て、許可をいただいていることを進めるという形で運営をさせていただいております。

御案内のこの分野で、憲法学、情報学を専門とする諸先生方と、メディア出身者などで構成されておりますけれども、近年、情報戦等の対策が急務というところもありまして、この安全保障の専門家でもある一橋大学の市原先生にも御参画いただきまして、多角的に御提言をいただいているところがございます。また、年間活動については、監査委員会ということで、宍戸先生に委員長を務めていただきながら、今後監査をしていくという形にしております。

次のページお願いいたします。現在までの記事数を半期で表示させていただいておりますけれども、月間10本以上の記事を配信するということを目標に記事を配信させていた

だいておりまして、コンスタントに目標の10というのは超えて、今、一番右側の、1月の配信数が資料作成時の数字になっておりますので、11となっておりますけれども、こちらは現在、1月は特に今回の能登半島地震の影響がございましたので、実に25本の記事を配信させていただいております。もう一つ、特徴といたしまして、まだ毎月、コンスタントに出させてはいないんですけれども、動画配信の方にも知恵を絞っております、現在までに11件、配信をさせていただいております。これは今の視聴動向と申しますか、若者を中心になかなか硬いニュースを見ないというようなお話もあるものですから、それをユーチューブさんですとか、ティックトックさんですとか、動画配信の形で、ショート動画の形でお届けするというようなことも工夫をさせていただいております、こちらの動画配信もぜひ増やしていきたいなと考えております。

次のページ、お願いいたします。配分ですけれども、現在、医療、国際、災害、政治というものが大きな割合を占めております。ワクチンデマから始まりまして、医療、健康が少数が多いんですけれども、この間、ウクライナ問題ですとかパレスチナ問題もありましたし、静岡県清水の洪水、水害情報ですとか、また、今般の能登半島地震等で災害分野というのも比率がもう少し変わる、災害が増えると思いますけれども、災害時対応で、その時の旬と申しますか、集中してやらなければいけない、即応しなければいけないところもございますので、その時はそういった記事を増やしまして、また少し落ち着いたら、全体のバランスを考えて、どれか一つに偏りが無いかということも自己点検しながら、重要な部分にきちんとバランスよく配分していきたいと考えて、どのバランスが最適かというのを、答えはないと思うんですけれども、常にそういった配分を気にしながらやらせていただいております。

次のページ、お願いいたします。まさに今、注目を浴びているところが能登半島地震に関連したファクトチェック記事というところがございます、今いろいろな情報が飛び交う中で、5類型ということで編集部がまとめております。実際と異なる被害投稿ですとか不確かな救助要請、虚偽の寄附募集、根拠のない犯罪情報、その他陰謀論等という形で、大体この5類型に分類されるんじゃないかなということを示し解説させていただいております。

次のページ、お願いいたします。幾つか御紹介したいですけれども、実際と異なる被害投稿というものでは、これはかなり初期の頃だったと思いますけれども、志賀原発から海上に油が1万9,800リットル漏れ始めたということで、そういった虚偽情報がSNS等で流れました。実際には海上に確認されたのは6.1リットルということで、これも取材をしてきちんと裏を取った上で、ファクトチェック記事として配信させていただきました。

次のページ、お願いいたします。虚偽の寄附募集、これも典型的な例として挙げられておりますけれども、寄附サイト、ふるさと納税のサイトの外観を真似て寄附を呼びかけるサイトということで、これはUSドルになっていたりして見分けが付きやすいポイントもあったんですけれども、取材をさせていただきながら、また、こちらも誤りということで配信をさせていただいております。

次のページ、お願いいたします。陰謀論的なものとしましては、輪島市の集団避難はビルゲイツの別荘に連れて行かれるというような根も葉もないことがありまして、そこから集団疎開に参加すると、そういう何か陰謀の団体に連れて行かれるという形という言説も、これもかなり、もちろんここにいらっしゃる皆様ですとか、リテラシーの高い方は当然こんなの嘘だろうと感覚的には思われるんですけれども、かなりの数、リツイート等されているところで、こういったものに関しても丁寧にファクトチェックをかけていかないと考えております。

次のページ、お願いいたします。この間、1月だけで能登半島関連で13記事、まとめも入れまして、13記事発信をさせていただいているところです。

次のページ、お願いいたします。るる述べてまいりましたけれども、2020年2月の総務省さんのプラットフォームサービスに関する研究会の報告書の公表期に、順次、計画的に、戦略的に対策を進めて、また話合い、関係者の皆様の多大なる御協力を頂戴しながら、2022年10月のファクトチェックセンターの設立を迎え、活動を、編集部の努力によって活動に力を入れまして、IFCNからの加盟承認を経て、また、4月にはシンポジウムを開催する予定でおります。

次のページ、お願いいたします。簡単にシンポジウムについて御案内しておきますと、4月頃に国際大学GLOCOMさんへの委託研究を今やっておりますので、その成果を発表を中心として、関係者の皆様を集めたシンポジウムを開催予定としております。会場参加、オンライン参加も可能でございますので、準備が整い次第、ホームページ上で御案内しますので、ぜひ御参加いただければと思っております。

次のページ、お願いいたします。こういった形で関係者、まさにこの総務省の検討会が中心となって、いろいろな支援をいただいていると思っております。2020年と比較しまして、ファクトチェック機関というのが設立され、また、10以上の記事、ほかの団体様を入れれば、20、30という形で記事が配信されてきまして、ここが各国、国際比較上、非常に弱いと言われていたところは、大分伍してきたかな、あるいは追い越していつている部分

もあると思っておりますので、今後、ファクトチェック機関としては、リテラシー教育等にも力を入れまして、総合的な対策を主体として頑張っておりまして、努力を続けていきたいと考えております。

また、それをプラットフォーマーさんに支えていただいております。グーグルさん、LINEヤフーさん、メタさんを中心に寄附をいただいております。また、寄附だけではなくて、今後、プラットフォーマーさんという連携ができるかというところを運営委員会に諮りながら進めていければと思っております。またここで発表できるような粒度では何も固まっておりますけれども、何か一緒にできることはないかというところを、業界団体であるセーファーインターネット協会、ファクトチェック機関である日本ファクトチェックセンター、プラットフォーマーさんと話しながら進めていきたい。その時に専門家の皆様、あるいは総務省さんからも御意見いただきながら、ほかの省庁さん、今日、オブザーバーとして新たに参加いただいた省庁さんとも必要な協力を、可能な協力をいただきながら、全体的な枠組みとして進めていければと思っておりますし、報道機関さん、メディア様からも何か御示唆いただけたところがあれば、ぜひお声がけいただければ幸いです。こういったみんなでタグを組んで、民主主義の基盤となる情報空間の健全性の維持に寄与したいと考えております。

次のページ、お願いいたします。課題といたしましては、こういった活動をするには、永続的にパワフルに活動するためには、安定運営のために収入源の多角化が急務だと思っております。LINEヤフーさん、Google.orgさん、メタ様からそれぞれ2年合計で寄附をいただいておりますけれども、どこか1つがやめると一気に倒れるというようなところでは、非常に活動の意味もないですし、この問題自体、続く問題ですので、財政基盤ということが大事になってきますので、インターネット企業、プラットフォーマーだけでなく、偽情報が社会全体の問題として捉えられるのであれば、他の企業さん、あるいは団体様、財団様などからも寄附を募っていきたくと思っておりますし、政府が何か税金で、予算でツールの開発ですとか、そういったことを実証実験されるのであれば、そういったものの活用というの、ぜひいろいろな整理を経てでございますけれども、使わせていただければと考えております。

以上、私からの発表です。ありがとうございました。

【宋戸座長】 吉田さん、ありがとうございました。それでは、先ほどの桑子さんの御説明と同じく、若干の時間、質疑応答の時間とさせていただきますと思います。御質問、御意

見のある方はチャット欄で私にお知らせいただきたいと思います。それでは、まず、山口さん、お願いします。

【山口構成員】 山口です。御説明いただきありがとうございました。非常に分かりやすかったです。

本当にファクトチェックセンターさん、非常に活発に活動されていまして、今、私、調査で偽・誤情報事例というものを集めたんですけども、もう圧倒的にJFCさん多いんですよね。すごいファクトチェック結果がどんどんたまってきていいなと思っております。また、御講演にあったステークホルダー間連携というのは、本当に私も大事だなと思っておりまして、非常に共感するところです。

その上で、私から3つ、コメント兼質問のようなものがあるんですけども、まず、1点目が、プレバンキングが非常に効果的だという話があります。要するに、何か選挙とか災害でもいろいろある中で、先ほども御指摘されていたとおり、その時のイベント、イベントで非常に偽・誤情報が出たりするわけですけど、その前にこういうのが出るよと、あるいは始まった直後でもいいと思うんですけど、そういったように予防するということです。こういうのが出るよということを啓発しておくということが効果あるんじゃないかという話です。

能登半島沖地震では、割と早い段階で、この分類というのをを出していただいていたと思うんですけども、それでも結構デマが拡散した後だったということもありますので、今後、選挙とかがある中で、そういったように、事前にこういうのがありますよねというものを整理して出すという御予定があるのかどうかというのを伺いできればと思います。

それに関連して言うと、一方で、そういうものを出すと、こういう偽・誤情報が出るよという情報が、逆に誤解を招いてしまうということもあると思うので、その辺りも併せて感覚教えていただければ幸いですというのが1点目です。

2点目が、テクノロジーというのはファクトチェックに欠かせないと思っていて、それは2点あって、1つはスクリーニングです。何をチェックしていいのかが非常に難しいところですけど、チェックすべき言説をどう抽出するかというところのテクノロジー。もう1点目が、AIによってつくられた画像とか動画をチェックするのも、人間だと相当大変になってきていますので、これはAIで判定するのが多分いいと思うんです。そういうAI生成かどうか判断する技術の開発とか、いろいろなベンチャーとか、もちろん大手のマイクロソフトとかもやっていますけども、そういったところとの連携というのがあるんじゃないかなと思っておりまして、そういうIT企業との連携、あるいは技術の連携というところを考えてい

らっしゃいましたら、教えていただけると幸いです。

3点目です。これ、最後ですけれども、ファクトチェックの課題って広がりにくいということだと思えます。私はすごくそこを感じているんですけれども、その広める工夫というところについて、何か今後、取り組む予定などがございましたら教えていただけると幸いです。

私からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。時間が押しておりますので、吉田さん、手短にお願いします。

【セーファーインターネット協会】 ありがとうございます。まず、プレバンキングですけど、まさに先生御指摘のとおりかと思っております、どういったものが次に狙われるかというところで、民主主義の基盤である選挙というところは非常に重要になってくると思っておりますので、編集長の古田さんも常々申し上げますけれども、選挙の準備と、具体的な準備というより、今後やっていこうというところは事務局とも話しているところでございます。

次に、テクノロジーの活用のところですけども、まさにスクリーニングの問題、これは題材が偏らないようにするためとか、そういった部分もあるんですけども、使える技術は使っていきたいと思っております、そういう御提言は広く受けたいと思っておりますし、我々としても、そういうパートナーを探しているところでございます。

AIの観点についてもまさに同じとおりで、実はまだ公表できませんが、幾つかお声がけはいただいておりますので、そういった中で、どういう実験に寄与できるか、あるいは作り上げられたものがファクトチェック機関で広く使えるものにしていきたいと思っておりますし、民間の方への開放というのも十分あるんじゃないかなと考えております。

最後に広まりにくいという点につきましては、先ほど御紹介いただきました、硬いものを硬いまま流していても、ユーザーに触れない、目にとまらないという形になりますので、ユーザーさんの視聴動向に合わせた形でやっていくというところで、動画の配信を増やしていきたいと思っておりますし、今現在は、Yahooニュースさんの方でCPとなりまして記事を配信させていただいているおかげでPVが伸びておりますので、これはスマートニュースさんとかLINEニュースさんですとか、いろいろなプラットフォーマー、あるいはニュースプラットフォームから配信ができて、広く一般の方の目に留まる回数、機会というのを増やしていきたいと考えております。もちろんSNSでの配信も合わせてやっております。

以上でございます。

【山口構成員】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、後藤先生、お願いします。

【後藤構成員】 後藤でございます。具体的な御説明ありがとうございます。

私から2点ございまして、1つは先ほどの山口先生と被っております。テクノロジーの件でございます。既にパートナーの方と、相談なさっているというお話は大変有益と思います。逆に、現場でファクトチェックなさっている立場から、こんな技術があるとうれしい、こんなツールがあるとうれしい、こんな情報があるとうれしい、そういう発信をなさっているか、または発信なさる予定があるかが一つ目の質問でございます。

2つ目が、資金的な問題でございます。これは大事な問題だと思いますが、逆にプラットフォームから見て、これをファクトチェックに協力することがビジネス的に有利になる、いわゆるインセンティブになるような分析手法や議論があれば、たいへん良いと思います。難しいこととは思いますが、そのようなきっかけの議論はなさっているのかどうか、以上2点を伺いたいと思いました。

【セーファーインターネット協会】 ありがとうございます。まず、テクノロジーの部分でございますけれども、今大分お声がけをいただいて、まさにお声がけいただく理由としても、実際にどういうふうに行っているのかとか、どういうことが必要なのかというのをファクトチェック機関としてきちんと言っているのは私どもしかないということでお声がけをいただいておりますので、そういう需要があるということをよく承知しておりますので、ただ、なかなか人員が限られている中で、10も20も相手にできるかどうかというのはありますけれども、まさにそういったことさえ分かれば寄与できるという方が集まるのであれば、ぜひそういったことも先生の御意見いただきまして、御提案ありがとうございます。ぜひやらせていただければと思っております。

次に、資金面ですけれども、なかなかビジネス上に非常に売上げが上がるというような形で有利になるところはなかなか難しいと思っておりますけれども、自由な情報空間を維持するというのが、事業ドメインを守るためにプラットフォームは非常に大事だと思っておりますので、そういったところで社会的責任、期待に応えていくというところを、逆に言うと、安易な規制を招来しないためにも、自由な事業環境を維持するためにもぜひ出していただきたいというところ、支援いただきたいというところで、今、御依頼を申し上げているというところでございます。

【後藤構成員】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、越前先生、お願いします。

【越前構成員】 どうも、越前でございます。社会的に大変意義のある活動の御紹介ありがとうございます。

1点目が簡単なコメントでございます。今の山口先生、後藤先生から御質問ありました技術的な話ですけど、AIによるコンテンツモデレーションというのは極めて重要なと認識いたしました。ただ、スクリーニングをやるとなると、AIはオープンなワールドに対して結構脆弱になってくるので、エラーも出てくるという中で、こういったところの技術開発というのは非常に重要だというように、私の技術分野で認識いたしました。

もう1点は御質問なりまして、児童ポルノに関する取扱い、こういったものに対して有害情報を対象に取り扱っているというお話がございましたが、御存じのように生成AIを使うと、実在しない児童ポルノ的なものもできてしまうというものがございます。そのような中で、表現の自由と、これは本当に実在する児童なのか云々、そのようなところを判断するというのは極めて難しくなってくるんじゃないかと想像いたします。

そういった観点で、法制度の在り方も含めて、吉田様のお考え等をお聞かせいただければと思います。

私からは以上でございます。

【セーフティーインターネット協会】 ありがとうございます。1つ目は御意見ということで承りました。

2つ目の児童ポルノに関しましては、2011年に今日、御発表いただきました桑子さんが会長で、私が事務局長という形で、別団体としてインターネットコンテンツセーフティ協会というのを立ち上げまして、そこで今もブロッキングのブラックリスト的なものをつかって、プロバイダさんに配布するという活動しております。

そういった中で、森先生等も入っていらっしゃいますけれども、同じように運営委員会等がございまして、曾我部先生が委員長でございますけれども、どの範囲をブロッキングするかという議論の中で、まさに当時はアイコンラ、今はAIを使ったより精巧なものという形でやって、議論をさせていただいております。

ただ、表現の自由等との背反もありますので、こういった議論に関しましては、基本的には国会のほうでコンセンサスを得て、それを受けて、必要な限度においてやらせていただく。民間もそれにまた自主的な活動をくり広げるという順番かなとは思っておりますので、

私自身の考えというところは、そういった社会的なコンセンサスを得る中で、活動につなげていきたいなと思っております。

以上でございます。

【越前構成員】 ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、最後、奥村先生、お願いします。

【奥村構成員】 武蔵大学の奥村でございます。セーフターインターネット協会の御活動について、整理して教えていただいてありがとうございます。非常によく分かりました。

ファクトチェックが日本のメディアになかなか根づかない中で、日常からアクティブに発信されてモデルを提供していらっしゃいますので、もう心から敬意を表するところがございます。世界的にファクトチェックが抱えている悩みは経済的なもので、S I Aがどのようにしてサステナブルにファクトチェックを行える環境を、どういう立て付けで整えていらっしゃるのかということについて、もう少しフォローアップして伺いたいと思います。

J F Cは、ジャパンファクトチェックセンターはS I Aの傘下にある団体ということで、特に運営資金については、2022年に発表されているところだと、メタとかG o o g l eの資金で運営されているようではございますけれども、今後そこら辺が世界的に細っているという情報がある中で、今後はS I Aからも資金が投入されるようなことと、それから先ほど編集権が独立しているということをおっしゃいましたけれども、そこら辺がどのような形で両立されていくのかということについて、中でどういう議論がなされたり、どういう決まりになっているかということについて、御説明をいただければ幸いです。よろしく申し上げます。

【セーフターインターネット協会】 ありがとうございます。2月1日にサイトをリニューアルしまして、その辺の透明性のところをどんどん上げていこうということで、資金の使い道等も今、公表させていただいた、今日はそこまで発表できなかったんですけれども、既にホームページで公表しておりますので、まずはそちらを御覧いただければと思います。

独立というところは、もう本当に完全に独立しております、私個人も、これはどうかかなと思うこともどんどん出ますので、全然S I Aから何かを止めるということとはできない構造になっています。先ほど御説明させていただきましたとおり、その点は運営委員会でしっかり、複数の先生の方で見ていただいて、こういうところはもう少し厚くしたほうがいいんじゃないかとか、ここは行き過ぎなんじゃないかみたいなのをできたらなと思ってはおりますけれども、今のところ、そんなに逸脱した記事等もなく、そういった御指摘には至っ

ていないんですけれども、ガバナンスは確実に運営委員会と編集部という形に既になっておりますし、また、その説明が足りないというような部分がありましたら、ぜひ御意見いただけましたら、より詳細に開示させていただきたいなと思っております。

あと、S I Aの資金に関しては、最後はS I Aの本体からもお金を出していくという形になると思うんですけれども、逆にS I Aの本体がすごく潤沢かという、そういうわけでもございませんので、ファクトチェック用の資金というのは、広く社会から集めなければいけない。もちろんそれが寄附という形で、一般の方からの寄附というのも募っていきたいと思っておりますし、ただ、そこだけではなかなか額が満たない部分もありますので、多くの企業さん、今、いろいろな偽情報が流れて、企業が被害に遭うパターン等もありますので、そういったプラットフォーマーだけに限ると、そもそも母数が少ないというところになりますので、より社会全体で支えていただけるような、こちらとしてもお願いをしていかないと思っておりますし、まずはプラットフォーマーだろうというところは、大分達し得たかなと思っておりますので、社会全般に寄附を求めていきたい、御賛同を求めていきたいと考えております。

以上でございます。

【奥村構成員】 ありがとうございます。御意向の向き、よく分かりました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、吉田さんとの質疑応答はここまでとさせていただきますと思います。ありがとうございました。

【セーファーインターネット協会】 ありがとうございました。

【宍戸座長】 それでは、議事の3に移ります。基本的な考え方についてでございます。これまで議論を重ねてまいりましたけれども、事務局において、先ほど申しあげましたように全体像、基本理念、ステークホルダーの役割について、前回の御議論も踏まえてアップデートを試みておられますということで、御説明お願いいたします。

【上原専門職】 事務局より御説明差し上げます。資料8-3-1は前回会合の配付資料7-2-2の再掲となります。本検討会の第1回から第5回までの会合において、構成員の皆様からお寄せいただいた御意見を事務局にて取りまとめた資料となります。

こちらの御意見をベースに、前回第7回会合、ワーキンググループ第1回会合と同時開催でしたけれども、そちらの会合でデジタル空間における情報流通と、情報流通に関する課題の全体像を一案として事務局から提示させていただきました。また、それらの課題に対処する上で考慮すべき基本理念の項目例についても、構成員の皆様からの御意見をベースに、事

事務局にて一案を作成し、提示させていただいたところです。

この全体像の案、それから基本理念の項目について、前回会合で構成員の皆様から様々なコメントをいただきました。それらのコメントを勝手ながら事務局で要約し、御発表順に取りまとめさせていただいたのが資料8-3-2となります。1ページ目から2ページ目にかけての項目1が全体像の案に対するコメント、2ページ目から3ページ目にかけての項目2が基本理念に対するコメントとなっております。

これらのコメントを反映し、今回、全体像の案と基本理念の項目例を更新させていただきました。資料8-3-3が全体像の案の更新版。資料8-3-4が基本理念の項目例の更新版となります。それぞれ前回の配布資料からの更新箇所を説明させていただきます。

まず、資料8-3-3を御覧ください。表紙をめくって1ページ目。左側の「発信」段階について、まず、脇浜構成員からいただいたコメントを踏まえまして、「発信」に含まれるコンテンツの「制作」段階に関与する主体として、「コンテンツ制作者」を明示いたしました。

また、伝統メディアに含まれる書籍や出版物、そして、デジタル空間におけるストックとしてのデジタルアーカイブの役割にも着目すべきとの生貝構成員のコメントを踏まえまして、「雑誌・書籍等」につきましても、「メディア」の一例として明記しております。

さらに、真ん中の「伝送」段階について、アプリストアの役割にも着目すべきとの水谷構成員のコメントを踏まえ、プラットフォーム事業者・サービスの一例として「アプリストア」を明記しております。

次に、2ページ目から4ページ目までのエコシステムのスライドに関しまして、曾我部構成員、落合構成員、クロサカ構成員、森構成員など、複数の構成員の皆様から、広告関連の主体について解像度高く分析する必要があるとのコメントをいただいたところです。この点については、ひとまず、「広告代理店」を新たに明記しておりますが、関係する主体はもっと多く存在するものと思われまますので、ここは今後、多方面から御意見を伺いながら、さらに解像度を上げていく必要があろうと考えております。

現時点では、ひとまずの御参考としまして、4ページ目の赤枠部分、広告主・広告代理店と、いわゆるパブリッシャー、媒体主と呼ばれる各種メディアと、その間を取り持つ広告仲介プラットフォームの関係について、もう少しフォーカスし、解像度を上げた図としまして、5ページ目にデジタル市場競争本部の2021年の報告書からの引用を挿入させていただきました。ここでは広告主とパブリッシャーの間にDSP、デマンドサイドプラットフォーム

ムと呼ばれる広告主側が使用するプラットフォーム、それからSSP、サプライサイドプラットフォームと呼ばれるパブリッシャーが使用するプラットフォーム、パブリッシャーのウェブサイトなどに広告を配信するアドサーバーといった主体が出てきますが、恐らくこれはかなり単純化した図でありまして、もっと様々な主体がこの間に絡んでくるものと思われまます。

最後、6ページ目、課題の例ですけれども、ファクトチェックに関しては伝統メディアや一般の人々も含め、いかに裾野を広げていくかというのが重要という奥村構成員のコメントを踏まえまして、「持続可能なファクトチェック推進のための仕組みの在り方」という課題については、ファクトチェック機関だけではなく、発信、伝送、受信といった各段階の幅広いステークホルダーに関係する課題として位置づけさせていただきました。

また、森構成員のコメントを踏まえまして、「プライバシー保護・利用者データの保護の在り方」という課題につきましても、プラットフォーム事業者と利用者の中で問題になり得るものとして新たに追加させていただきました。

続いて、資料8-3-4を御覧ください。基本理念の項目例ですが、表紙をめくって1ページ目がメインとなります。前回、9項目を例示させていただいておりましたところ、ひとまとめにしていた項目も、まずは分解して整理してはどうかというクロサカ構成員のコメントを踏まえまして、一旦分解しまして、18項目としました。一方で、山本健人構成員からもコメントございましたけれども、最終的にはこれらを整理、階層化していく必要があると思いますので、整理の方向性に関する議論の御参考として、関連する法律、例えばデジタル社会形成基本法、それからサイバーセキュリティ基本法、個人情報保護法、青少年インターネット利用環境整備法と、こういった法律で基本理念としてうたわれている項目を列挙しまして、そこに18項目を当てはめるとどういう整理になるかというのを2ページ目以降に示しております。この整理も一案、一例にすぎませんけれども、御参考までに御覧いただければと思います。

1ページ目に戻りまして、各項目の右側に指のアイコンで「デジタル」、「サイバー」、「青少年」、「個人情報」などと記載していますのは、今申し上げた関連する法律の中に関係しそうな基本理念が含まれていることを示しております。中身に関して、前回会合でお示したもののからの差分としましては、まず、「法の支配・民主主義」に関連して、落合構成員、山口構成員のコメントを反映しまして、「民主主義の過程における国民の自律的な意思決定の保護」というものを明記させていただきました。

また、曾我部構成員、森構成員、安野構成員のコメントを反映し、発信者、受信者、それぞれの「リテラシー」、あるいは「責任ある発信」という項目を特出しいたしました。さらに生貝構成員のコメントを踏まえまして、「包摂性」と並べて「脆弱な個人の保護」についても特出しさせていただいております。

「安心」と「安全・セキュリティ確保」を別項目としましたのは、江間構成員からの「Security & Safety」の考え方に関するコメントを踏まえたものです。

それから、森構成員、石井構成員のコメントを踏まえまして、「プライバシー保護」とは別に、「利用者データの保護」という項目を特出しさせていただきました。

また、「国際性」の項目に関しましては、山本健人構成員のコメントを踏まえまして、政府だけでなく、事業者を主体、客体とした国際連携の促進についても明記させていただいております。

最後に、生貝構成員、山口構成員のコメントを踏まえまして、「マルチステークホルダーによる連携・協力」について、特出しをいたしました。

事務局からは以上となります。

【宋戸座長】 ありがとうございます。それでは、ただいまの事務局の御説明について、御質問、御意見のある方は、チャット欄で私に発言希望をお知らせください。今のところ、こういうように構成要素を全部分解してみましたということになりますが、いかがでしょうか。ここは違うんじゃないかとか、まだ構成要素があるんじゃないかとか、あるいは構成要素の組立て、今後ということ、いろいろあると思います。

森先生、お願いします。

【森構成員】 御説明ありがとうございます。すごくたくさん出てきた意見をうまく再整理していただいて、大変な御作業だったのではないかと思います。ありがとうございます。

ちょうど今、お示しいただいている8-3-4なんですけれども、これも非常に詳細に再整理をしていただいたんですが、右側の指の指し示す方の、結局はこの論点だというところで、利用者情報といいますか、ウェブの閲覧者の情報のところを個人情報と書いていただいているんですけども、例えば、典型的には3ポツのところの法の支配、民主主義のところを個人情報になっていますが、個人情報でなくても全然危ういといいますか、弊害が起こるのがこの分野の特徴だと思いますので、どちらかというと、パーソナルデータとか利用者データとか、そのようにしていただいたほうがいいかなと思います。個人情報には限らない問題

だと思えます。

それが1点と、あと左サイドの一番下、脆弱な個人の保護ということですが、脆弱な個人、個人の脆弱性ということは、この文脈では非常に大きな問題になりますが、それはプロファイリングによって暴き出されるという面が強いので、脆弱な個人の保護の指し示す方向にも、今、デジタル、青少年となっておりますけれども、パーソナルデータとか利用者情報とか、そういう言葉を入れていただいたほうがいいと思えます。

差し当たり以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。曾我部構成員、お願いします。

【曾我部構成員】 ありがとうございます。京都大学、曾我部です。今日は遅参になりました。失礼しました。

私から1点ありまして、左側のオレンジの丸でいうと、4つ目、5つ目の辺りなんですけど、公平性と公正性というところですか。こちらは、たしか江間構成員からも前回コメントがあったかと思いますが、英語にした時にどうなるのかというところで、公平性、公正性というのは、英語でいうといずれもフェアとかフェアネスになりまして、どのように区別されるのだろうか若干疑問です。具体例を見ると、公正性の方は労力への正当な評価とあり、プラットフォームとコンテンツプロバイダの公正競争であったり、そういう観点なのかなと思えます。ですから、公正性のところを公正競争というようにするというのが一案です。それにより、英語に訳すと困るような事態が解消されるのかなと思えますし、公正な競争という観点も重要かと思えます。

以上です。

【宍戸座長】 貴重な御指摘です。ありがとうございます。それでは、山本健人先生、お願いします。

【山本（健）構成員】 北九州市立大学の山本です。私からも1点コメントです。既にリテラシー、あるいは責任ある発信の中に取り込まれているかもしれませんが、言論空間における情報発信主体としての政府という側面はもう少し強調してもいいのかなと思いました。先ほど、水谷構成員の発言にもありましたが、災害時に地方自治体から、地方特有の情報が正式な形で出ていることは重要です。憲法学では、政府言論の法理が議論されており発信者としての政府は特殊な位置づけとなるのですが、偽・誤情報対策の文脈でも、政府による情報発信の位置づけが結構重要になってくるのかなと思いました。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。奥村先生、お願いします。

【奥村構成員】 武蔵大学の奥村でございます。こうやって分解していただいてありがとうございます。非常に分かりやすく頭が整理されたと思ひまして、ここからはすごく素人っぽいことを申し上げます。

このような文章を一般の人が見ることはあまりないのでしょうか、でも、多分デジタル空間というのはUGCがすごく大きな割合を占めるとなると、一般のユーザーの人たちが我が事としてこれを受け止めてくれるかどうかということが基本理念にはすごく大切だと思ひていまして、そうすると一般の人がこれを眺めたときに我が事として受け取れるかどうか。どちらかという、プラットフォームやなんかが一生涯懸命頑張ってくれるのねと見られてしまうとすごくいけないような気がしたんです。

リテラシーとか責任ある発信とかはあるんですけど、それだけだと足りないような気がするということなんです。ファクトチェックの世界もそうですし、そこら辺にリテラシーの教育がどれくらい有効かというようなのも今、盛んに議論されていて、あまりリテラシーが役に立たないのではないかというような議論もかなり有力ではあるんですけども、ただ、そういうような検証とか防止とか、一般の人たちが集合知を持って、加わっていけるような社会が展望されていなければいけないとすると、何かもう一言必要じゃないかと。

ただ、それが何という言葉で表現されたり、どういう項目で具体化されればいいのかということになると、私は今、確たるアイデアを持ち得ません。実力不足で申し訳ないのですが、なので、そこら辺、考えてもらいたいかと思ひましたので、一言申し上げることにいたしました。

【宍戸座長】 ありがとうございます。CGMの話がありましたけど、この場がまさにそのフロントの、集合知の議論を闘わせる場だと思ひております。

それで、森先生から御発言の希望もありますが、まず、1回目のラウンド、1回目の石井先生、落合先生、生貝先生にいただき、その後、森先生にいただこうと思ひます。石井先生、お願いします。

【石井構成員】 ありがとうございます。非常に精緻にご整理していただきまして、大変理解が進みました。森先生から脆弱な個人の保護のところ、児童のプロファイリングの話があったと思ひます。最近のAI規制案の政治的な合意がなされたという方向性が示されているかと思ひますが、その中で、例えば教育機関、教育の現場における感情分析を制限することは受け入れられないリスクにするというような方向性も出ているようではありますの

で、最新の国外の立法動向も適宜取り入れていただきつつ、プロファイリングの在り方も基本理念の項目で出てくるとよろしいのではないかと思います。

追加情報の形ですが、私からは以上になります。

【宍戸座長】 貴重な御指摘ありがとうございます。次に、落合先生、お願いします。

【落合構成員】 ありがとうございます。一度分解されて、非常に詳細になって、全体像がある種、見えてきたと思っております。私のほうからも若干追加です。まず、一つが表現の自由、知る権利の部分であります。メディアの関係では、放送の関係の検討会などでも何度も議論しておりまして、多元性といいますか、情報発信のいろいろな信頼でき得るソースから取るということは重要ではないか、ということ議論していたかと思えます。そういった多元性を確保するというのが表現の自由、知る権利という意味でもプラスに、法の支配、民主主義にもプラスになる部分があるかと思えますので、そういった用語を追加していただくといいのではないかと思います。

第2点としましては、全体として、特に児童、青少年ですとか高齢者の方ですとか、いわゆる社会的弱者の方の保護を高めるということは、これは第一義的に行うところではあるかと思っております。ただ一方で、必ずしも情報空間の中で、もともと社会的に弱いと言われている人だけが弱者になるのかというと、別にそういうことでもないような気もしております。何かのタイミングで、例えば何かのお店の店主の方がフェイクニュースによってさらされたりするということになると、別にその方はもともと弱くなかったかもしれないけれど、非常に厳しい状況になってしまう可能性があるということもあろうかと思えます。

ですので、もちろん脆弱な方、もともと脆弱であると、その言い方自体がということはありませんが、そちらの方々のほうがまず、より優先であるということはあるつつも、やはり一般的に、例えば法人であったりですとか、そういう部分まで含めて、いろいろな対立する利益があるということを、どこか分かるような部分をつくっておいていただけると良いのかと思いました。

私のほうは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】 大変丁寧に御整理ありがとうございました。私からは3点ぐらいなんですけれども、その前に前提として、まさに、この後に御整理いただいているように、様々な原則との照らし合わせというのが重要であり、特に今後はぜひ、様々な国際原則、例えば、既に水谷先生からも以前御紹介のあったような、コンテンツモデレーションであれば、サン

タクララ原則でありますとか、あと、EUのデジタル権利と原則、ないしは例えばですけれど、OECDのプラットフォームガバナンスの原則ですとか、そういうところとの照らし合わせというの、ぜひ様々やっていただけるとよいだろうなと思った上で、それらも片目で見ながら3点ほどなんですけれども、まず、一つは、奥村先生からの問いの直接の回答になるか分からないんですけれども、エンパワーメントという言葉がどこかに項目としてあっても良いのかなと思ったところでもあります。

僕自身、前回、脆弱な個人の保護ということを申し上げて、他方で逆にこうしてみると、保護だけではなくてエンパワーメントが重要だというように言ったようなこと、そのことというのが恐らく脆弱な方の保護だけではなく、いかにそのことを可能にしていくかといったようなことが一つは重要なのかというのが1点目。これも例えばEUのデジタル権利と原則でしばしば出てくるキーワードでございます。

それからもう一つ、デュープロセス、あるいは人権、この言葉というのが、例えばサンタクララ原則でありますとか、あるいは、ユネスコの原則なんかでも、コンテンツモデレーションなんかとの関わりでは一番最初に出てくるわけでもあります。デュープロセスというのは、例えば情報を消されたりですとか、あるいは消してくれないといったような判断に対して、適正な手続でしっかりそれが民間の判断であつても行われて、また、それが間違っていたらちゃんと戻してもらえるとといったような、我々、法律家が言うようなデュープロセスといったようなものを、いかにしっかり世の中につくっていくのか。そのことと、また人権という言葉に直接触れるのかということも大きな選択肢にはなってくるのかなと思います。

それから、3つ目としまして、これも様々なところに関してなんですけれども、意外と情報へのアクセスという、いわゆるアクセス権というのか、そのことというのが今のところ、議論になかったなと感じたところがあり、といいますのも、前回少し触れた、それが新聞であれ、放送であれ、書籍であれ、デジタルアーカイブであれ、信頼できる情報にアクセスできることが必要なわけでもあります。アクセスする権利、あるいは権利とまでは言わないまでも、環境というものを、例えば必ずしもお金がなくてもリテラシーがなくても、ちゃんとアクセスできる環境をどのようにつくっていくのか、この中で少し議論があっても良いのかなと思いました。

以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。今おっしゃっていただいたアクセスは、一応知る権利の1ポツ目にあるといえはありますけれども、おっしゃったこととしては、もう少し

幅広くて、通信分野におけるユニバーサルアクセスとかでありますよね。まさに流通そのものにきちんと公正にアクセスできるということも含めてですよね、多分。

【生員構成員】 おっしゃるとおりかと思います。

【宍戸座長】 ありがとうございます。すいません。この後、森先生、もう少しお待ちください。クロサカ先生、脇浜先生の順に行きたいと思います。クロサカ先生。

【クロサカ構成員】 クロサカでございます。まず、分解をいただきまして、ありがとうございます。解像度をここからさらに上げながら、最後、またまとめて整理というプロセスに入っていくかと思いますが、その際の視点として、それぞれの項目において、「誰が何を」ということが非常に重要になってくるかと思います。

特に「誰が」というところ、主体と対象が何なのかという解像度を上げておいたほうがいいと思っております。この場合、法律的な観点で責任を持つべき主体ということがもちろんありますが、その手前の例えば情報システムの観点、技術的な観点からエンティティが何・誰なのかというようなこと、また、それをサービスの観点で、誰がどのように提供したり受けたりしているのか、これは技術的な観点とサービスの観点で必ず一対一対応しているわけではなく、技術的には、細かく分解され、機能が分解されているものの、サービスの観点ではそれが集約されたり、ある一つの主体が複数の役割を担ったり、というようなこともあろうかと思えます。

この辺りが結構言葉が合わない、ターミノロジーが合わない要因の一つになっていると思ひまして、例えばプラットフォームという言葉一つとっても、いわゆるデジタル言論空間におけるプラットフォームの考え方と、広告エコシステムに関するプラットフォームの考え方と、あるいはメディアに、パブリッシャーに視点を中心に置いた時のプラットフォームの考え方とでずれている瞬間が、プロ同士の話でも感じております。なので、こうした御留意をいただきながら整理していただければと考えました。

以上、意見でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。脇浜先生、お願いします。

【脇浜構成員】 ありがとうございます。私のほうからは前回と同じく、コンテンツ、情報の制作というところのフェーズの話なんですけど、先ほどの図のほうにはコンテンツ制作という言葉、入れていただいているんですけども、基本理念の項目例の中で、どこに入るのかなというのが私の中で読み解けなくて、恐らく表現の自由というところにぎっくり含まれているかもしれないんですが、先ほどファクトチェックの御報告、議論の中では、例え

ばどのような具体的なテクニカルなツールが必要であるかとか、報告者の方からも硬いものを堅いままではなく、動画などもどんどん使ってというような具体的な手法についても触れられていたかと思うんですけども、コンテンツの制作に当たっても、もう少し具体的に考えたほうがいいのではないかと、表現の自由というざっくりとした形ではなく、そもそも健全な情報の流通に関しては、健全な情報をちゃんと取材をして、構成をして、何よりも人に見てもらえる形で表現する力というのが何より必要なのではないかなと思っておりまして、また、そういう人材を養成するということも必要ではないかと考えたのですが、この中でどこに入るのかなというのが分からなかったので聞いてみました。ありがとうございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今のは確かに非常に重要な論点ですよ。持続可能な情報発信主体の在り方は、組織の、あるいは人事と、いろいろありますよね。非常に重要な視点です。ありがとうございます。

それで、森先生、お待たせして申し訳ありません。増田さん、お願いします。

【増田構成員】 いろいろお取りまとめ、ありがとうございます。私のほうから先ほど自分ごととして捉える必要があるという御意見いただいたところで、それに加えて、全体像のほうで、例えば利用者とか発信者とか、あるいは消費者という言葉が出てきているわけなんですけれども、ステークホルダーというものが、どういう人たちなのかということが、ここで明らかにされるといいのではないかなと思っておりまして、それぞれが役割と責務を果たす必要があるということが、個人個人に伝わるような形となるのではないかと思います。

インターネット上で、リテラシーだけで、そういうトラブルを回避するということは非常に困難ではありますけれども、情報には偽情報があって、それについて、個々人でアンテナを張っていくということが、まずは知っておく、理解しておくということが、最低限必要だと思いますので、それが届くようにするために、そのようにしていただくといいのかなと思いました。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。それでは、お待たせしました。森先生、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。ただ、この間、既に落合先生と生貝先生の3つのうちの1番目の御意見がありましたので、重ねて申し上げるまでもないのかもしれませんが。

要するに、エンパワーとおっしゃっていただきましたけども、例えば右の一番下のマルチステークホルダーによる連携協力のところに、底上げをしなければいけないものとして、伝統的に言えば消費者というものがあると思いますし、また、左の一番下、包摂性、脆弱な個人の保護のところ、デジタル、青少年とありますけれども、既に御意見にありましたように、青少年だけじゃないし、高齢者だけじゃないし、全員広くデジタルデバイドの分厚い壁が社会全体を覆っていると思いますので、エンパワーというか、消費者保護という伝統的な言い方をするかは別にして、伝統的な言い方をすると間違った印象を与えるような気がしますし、エンパワーだと横文字で分かりにくいと、正確ではありますが、横文字で分かりにくいということもあるかもしれませんし、いずれにしても、御指摘のありましたような点について、マルチステークホルダーとか包摂性、脆弱な個人の保護とか、リテラシーのところもそうですか。そういったところにもう一言、もう一単語入ってきてもいいのかなと思いました。

以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。落合先生、お願いします。

【落合構成員】 ありがとうございます。本当に手短ですが、クロサカ先生のほうで、誰がどうという点も書いていたほうが良いというお話で、それは全くおっしゃるとおりかなと思います。一方で、この紙に全部書いていくかどうかは、また考え方があるかと思っています。そこをマッピングしていくと、8-3-3のほうで示していただいた課題のところと結局つながってきて、ブリッジしていくような形になっていくかと思っています。1枚で全部書き切ると、1枚で見えることもそれはそれでいいことがあると思いますが、難しいこともあると思います。また、別の表にして、クロサカ先生御指摘の点もまとめていくかどうかや、それぞれの表とどうブリッジをつなげていくかという観点で見たときに、できる限り一覧性自体も大事ではあると思いますが、両面の整理を気にしながら御準備いただければと思います。

余計に面倒くさくしてしまったら、申し訳ございません。

【宍戸座長】 いや、ありがとうございます。越前先生、お願いします。

【越前構成員】 越前です。前回、途中からの入室であまり理解できなくて申し訳ございません。

この図でございますけれども、左と真ん中に生成AI、ディープフェイク技術の進展に伴うリスクへの対応の在り方でございますけれども、発信者がございますので、受信オンリーの

方についても、リテラシー的な意味で、こういった技術の進展というのはある程度、理解いただく必要があるんじゃないかと思うんです。

私もいろいろな講演で、いろいろな方にこういった講演をしまして、結構それは理解が進んだということがございます。ここが1点目で、要するに真ん中の生成AIというところを、受信者に対してもリテラシー関連でこういったものが必要だろうと思いました。

基本理念の項目例についても、リテラシー、責任ある発信という項目がございますけども、そういった技術の進展に伴う、リテラシー向上というところに関して、今、本当に生成AIを含めた技術というのは、日々向上しているという状況がございます。その中で、そういった技術の進展についても含めて御理解いただくようなことがあってもいいかなと思いました。項目として、具体的にどう入れるかは分からないんですけども、そういった現状の技術がある程度、国民が理解するような、そういった向上策もいるんじゃないかと思いました。

以上でございます。

【宋戸座長】 ありがとうございます。合わせて森先生から、「基本理念のところに消費者基本法を入れていただく手もあるかと思います」と書いていただきました。ありがとうございます。

非常にたくさん、今の事務局の整理について御意見等をいただきました。基本的には今、全体像、基本理念、それからステークホルダーの役割ということで議論しておりまして、もちろん基本理念を見ながらですけれども、おっしゃるようにステークホルダーの役割とか全部1回、いろいろな角度から議論した上で、それぞれ3つ、どうまとめて整理していくかということであろうかと思います。今日、非常にたくさん御指摘を、またいただきましたので、さらに今後、構成要素の部分を充実させると同時に、どう組み立てていくか。そして、特に基本理念というのは、政府の検討会でどういう形でつくるかという問題もありますけれども、ある意味では包括的に、先ほど御指摘あったデジタル空間の我々全員が、我々自身自身の問題として、考える、手がかりになるものをつくっていくという作業、また、そしてその下にステークホルダーの役割はこういうものなのではないかということ認識して、社会全体での議論、あるいは、それぞれの分野分野での議論を起こしていくために、どう整理したらいいかということで、引き続きお知恵をいただきながら、また、事務局に対していろいろ御指導いただければと思うのですが、もう既に議事の4の意見交換に何となく入っている感じがいたします。

今日は珍しく、少しお時間ありますということで、全体を通して、御自由に御発言を、

10分ちょっとをイメージしておりますが、いただけないかと思えます。特に事務局が作ってきた資料に対して自分の発言がちゃんと入っているかな、あるいは不正確なところがないかなということも含めて御発言をいただければと思えますが、いかがでございましょうか。先ほどのところで言い尽くしたという方もおられるかもしれませんが、いや、それ以外にもということで、落合先生、お願いします。

【落合構成員】 ありがとうございます。私のほうで1点、多分、今後検討していただいていたほうがいいかなと思っている点がございませぬ。それは、この検討会の中で、どちらかという、多分行政規制寄りの施策を考えていくのだろうと思っておりますが、一方で、現実の偽情報ですとか誤情報に関する問題を、最終的にどう処理がされているかという、例えば民事や刑事の訴訟、しかも、それは別に発信者開示とは限らない、刑事であれば業務妨害のようなこともあるかもしれませぬし、民事の名誉毀損ということもあるかもしれませぬ。

全体として、いろいろなエンフォースメントの手段というのがあって、国によって、どれが特によく使われているかというのは国によって違ったりすることもあるかと思えます。実際、行政規制を行っていく中で、どこは特に行政で手を加えなくても是正がされていく可能性があるのだろうかということだったり、諸外国と比較をしていって議論をしていくという中で、ここの部分は日本は真似できないけど、こちらのほうでより頑張ろうかということがあると思えます。こういう議論をしっかりとしていくために、民事、刑事に関する実際の法執行の状況の国内外の比較みたいなものも、今後、議論の中でできていくと、総合的な対策で何をすればいいのかがより明確になってくるのではないかと思いました。

私のほうは以上でございませぬ。

【宋戸座長】 ありがとうございます。誹謗中傷等の権利侵害情報の時に必ず法務省さんにも入っていただき、また、警察庁さんのお話も聞き、オブザーバーで入っていただきながらということと同じ問題が、全体についてある。特に落合先生は行政規制とおっしゃってくださいましたけれども、行政規制を入れるのか入れないのか、入れるべきなのか、どの程度なのかといった問題も含めて、いろいろな適正に情報流通が維持されるための仕組みとその実効性と、相互連関と、その全体像をきちんと見ていく必要があるということに改めて思ったところだと思えます。ありがとうございます。

それでは、後藤先生、お願いします。

【後藤構成員】 後藤でございます。まず、いろいろな基本理念についての議論、勉強に

なります。

的外れなコメントかもしれませんが、次のステップ、基本理念があった時に、その次をどう考えていくのか、それをどう社会実装していくのかということを考えてきたときに、私は経済的な合理性といいますか、ちゃんとビジネスとして回ることが非常に大事なことだと思います。先ほどのセーファーインターネットの吉田さんにも質問でもさせていただいたしましたが、いわゆるファクトチェックセンターの取組に対して、寄附金ではなく、プラットフォームがビジネスとして、料金を支払うサービスの形でぐるぐる回り出すと、活動が健全に継続すると思います。

今回の理念議論の次かもしれませんが、これを経済合理的な仕組みとしてどう実装するかという議論を、並行して走らせていただきたいというのが一つお願いです。

例えば、ファクトチェックセンターがちゃんとビジネスで回るようにするために、それを支援するための法制度等について、基本理念の次に議論すると良いと思います。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。これも全体像の絵の時に、エコシステムの絵も、もう一枚事務局で用意して作っていただいたと記憶していますが、それと関連する、非常に重要なお話だと思います。ありがとうございます。

さらに何か皆様のほうから、これ、全体を通して御発言、いかがでしょうか。そろそろ全体として議論を収束させながら組み立てていく局面になります。言い換えますと、おもちゃ箱を広げるタイミングとしては、そろそろですよと座長としては申し上げたい感じもするものですから、この間の、地震等の関連する話も含めてお願いできればと思います。

水谷構成員、お願いします。

【水谷構成員】 先ほどの生貝先生からお話があったところとも被るんですけども、エンパワーメントの話とか、アクセスの話は非常に重要と思いながら聞いておりました。この検討会で扱われるべきかどうか分かりませんが、能登の地震の状況を見ていると、ユニバーサルアクセスももちろん重要なわけですけども、能登で起きたことというのは、ネットから結局現地の人たちがかなり遮断をされてしまったわけですよ。これはハード面になってくるので非常に難しい部分はあると思うんですけども、その復旧に、事業者の方の努力も含めて、そこをつなぎ直すということが重要になってきたわけです。なので、そもそも情報を伝えるためのインフラとしての堅牢性というか、そういう点は、アクセスをそもそも確保するという点でも重要ななと思ったのが1点。

もう一つ、先ほどの質問でも触れた点ですけども、ついグローバルに着目しがちになるし、それはもちろん重要なことだと思うんですが、やはり現地の人たちに、現地のローカルな情報が入ってこない。あるいはローカルから、国全体に対して、情報がうまく流れてこないという状況が多分、今の能登の地震を取り巻く状況にあるんだろうとっておりますので、それを基本項目に入れるかどうかは分かりませんが、ローカルの視点も少し注視したほうがいいんじゃないかなと思いました。

私からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。ローカルの点はきちんと注視しなければいけないよというのは、脇浜先生からも御注意いただいたことを、私、思い出しました。ありがとうございます。

さらに、御発言の御希望のある方はいらっしゃいますか。生貝先生、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。まず、一つはまさに原則の先に何があるかといった時に、原則、その後はハードローかソフトローにいくかということはさておきとして、原則がどのように実践されているのかということモニタリングし続ける仕組みの重要性というのは、これは重ねてそうなのだろうなといった時に、例えば、欧州ですとディスインフォメーションオブザベトリリーというような形で、常に情報収集をして、そしてそれに関する研究を集中的に支援するような組織といったようなものがある。

最初、桑子さんから日常的な情報収集というところ、非常に強調いただいていたけれども、そのモニタリングの在り方というの、また今までとは違った、コストをかけた方法を含めて、常に考えておく必要があるだろうというのが一つです。

それから、もう一つだけ、原則の部分について、追加で一つなんですけれども、前回、複数の委員から責任ある発信という言葉をおっしゃっていただいて、書いていただいています。そのようなときに、例えばEUのデジタル権利・原則ですと、この部分、情報流通に関わる全てのステークホルダーのレスポンシブルでデリジェントな取組が必要だということを書いている。例えば、プラットフォームサービス研究会の最終報告書の中でも、プラットフォームの責任という言葉非常に強く強調したところでありましたけれども、責任というのは、発信というだけではなくて、流通に関わる様々なアクターの取組の責任といったようなところが、恐らく一つは強調されても良いのかなということと、それからもう一つ、いろいろ議論ございました、ある種、包摂、消費者保護といった時に、この言葉自体の難しさはすごく認識しつつも、人間中心という言葉は、これも国際的にも非常に強く使われる言葉

ではありますので、もしかすると、また残っていてもいいのではないかと。

例えば、今回、AIも関わるところ、今でも日本のAI原則は人間中心のAI原則といったようなものでございますので、その言葉の位置づけというのをもう一度考え直す余地もあるのかなと思いました。

私からは以上です。

【宍戸座長】 ありがとうございます。これは当然、生貝先生よく御存じのEUメディア法案とかにも当然関わってくるお話の部分もありますよね。ありがとうございます。

それでは、奥村先生、お願いします。

【奥村構成員】 宍戸先生がおもちゃ箱をひっくり返すなら今だと言いましたので、生煮えの議論をもう一つ申し上げたいと思います。

まず、ファクトチェックの世界ではすごく重視されるのが、スピーディーで誠実な訂正ということ。先ほどのいろいろなコンセプトの中に出てきましたけれども、正しいこととか公平なこととかってすぐ決まるわけじゃなくて、よく分からなくて、ずっと不安な時期が続くというのがあったり、それから、ほかの情報が出てきて、絶えず訂正されたり上書きされたりしていくというような長い過程の中で考えなければいけないとすると、そういうプロセスの中で、何かよく分からない時にどのように安全や安心って担保されるのかみたいなことって、どういう形で盛り込まれていけばいいのでしょうかということです。

そうすると、ある程度、その、例えばメディアに対して、ここまでしか分からないけど、今は待ちましようというような形で待てるような、我慢を共有するみたいなことが社会である程度、実現されていかないとプロセスとしては成り立たないということになると、それはどのように盛り込んだらいいのでしょうかということを考えていると分からなくなりましたので、皆さんにお聞きするという意味で情報を提供することにいたしました。

以上です。

【宍戸座長】 奥村先生、非常に貴重な御指摘ありがとうございます。

この議論というのは、もともと先生が私以上によく御承知のとおり、もともと本来報道の世界は可謬性を念頭にして、しかし、最初に切り込んでいく。こうではないかと仮説を立てる。あるいは、現実の取材に即したらこうでないかという問いを立てて、それに対する反論であったり、別のメディアが追いかけてくる。あるいは長い時間をかけて学説が学会で議論されて、真理が判定されたけれども、新たな技術の発展によって、これが真理だと思ったこと、あるいは真理を生み出す枠組み自体が変わっていくという現象が、デジタル社会にお

いて、あまりにスパンが短くなり、そして皆さんがすぐこれが回答だと求める。そして、1回これ正しいと思ったものは信じ込んで、これが絶対的な正義のはずだと思って、後から新しい情報が出てきても、地震の問題もそうですし、感染症の問題もそうですけど、いや、こちらが正しいはずだということで、なかなか考えを変えられないという問題も出てくるという時間軸の問題と可謬性の問題の連関がありますね。

特定の媒体のことを申し上げるわけじゃないですけど、スローなニュースが求められるといったことも、よくある話ですよ。そこら辺はもう少し、現代のジャーナリズムが向き合っておられる論点をうまく入れながら、全体像であったり、ステークホルダーの役割、そして最終的には基本理念を整理していければと思います。

また、そういった観点から、この後、ヒアリングを工夫させていただき、また、奥村先生、脇浜先生を中心に、御指導いただきたいなと私としては思っておりますが、これはお願いしてよろしいですね。

【奥村構成員】 いえいえ、こちらこそ。全然訳分らないことばかり申し上げて本当に申し訳ないんですけど、そう思っていましたので、一応申し上げました。ありがとうございます。

【宍戸座長】 分かりました。ありがとうございます。ということで一通り予定した時間でございます、また、多様な御指摘をいただきましたので、さらにこれを含めて事務局でまた整理をいただきつつ、ヒアリングを重ねていければと思います。

ということで、議事の5でございますが、進め方等について、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。今のところ、親会とワーキンググループ合同会合の2回目でございますけど、だんだんワーキンググループに自走していただいて、この場での議論をさらに制度的に分析していただくことをお願いしていくフェーズがこの後、見えてきますので、どうぞよろしく願いをいたします。

それでは、最後に事務局から御発言があるということですので、お願いをいたします。

【内藤補佐】 ありがとうございます。前回の第7回会合で、構成員の皆様から御了承いただきました、偽情報対策に関する取組集の更新につきまして、本日14時に総務省ホームページで報道発表されておりますので、参考資料8-1を御確認いただければと存じます。

また、次回会合の詳細につきましては、別途、事務局から御連絡差し上げるとともに、総務省ホームページに開催案内を掲載させていただきます。

以上でございます。

【宍戸座長】 ありがとうございます。今、事務局からお話のございました参考資料8-1でございますけれども、総務省のホームページ、トップページに、本日、報道資料として、インターネット上の誤情報対策に関する取組についての意見募集ということで、3月11日募集期限ということで、実施をさせていただくものでございます。

これにつきましては、この場でも様々な海外事例、あるいは国内のいろいろな事例も含めて、どんどん膨らましていくべきだという御発言があり、その方向で、対策集のアップデート作業を進めるつもりでございます。つきましては、前回もお願いをいたしましたけれども、改めまして、構成員、あるいはオブザーバーの皆様から、御自身が関わっている研究プロジェクトであったり、あるいは御自身がいろいろなところで講演会で知ったとか、例えば山口先生はいろいろなところでお話になっているので、そういえば、ここに呼ばれたがよい取組をしているとか、この人と知り合ったとか、もちろん山口先生に限らないんですけども、いろいろなところからインプットを事務局にいただいて、取組集の更新に御協力をいただければと思います。

当然、先生方御自身のお取組についても、これ載せたらいいんじゃないかと思うものがありましたら、この場の構成員の皆様が、そんなに恥じらいを持って、ちゅうちょしてものをおっしゃらない方でないことは、何回か会合を続けて私、重々承知しているつもりですけども、それでもちゅうちょせずに、インプットをいただけないかなと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

周囲の方にも、こういう意見募集やっているよということをお知らせ、お勧めいただけないかと思っておるところでございます。

ということで、本日の会合、予定したアジェンダは以上でございます。

それでは、以上をもちまして、「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」の第8回会合及びワーキンググループ第2回会合の合同会合を閉会とさせていただきます。本日もお忙しいところお集まりをいただき、誠にありがとうございました。

また、繰り返しになりますが、大雪が首都圏では降っているという中で、これに関連する偽情報も、もしかすると出ているのかなという心配もいたしますけれども、どうかお気を付けて、また次回会合においてお目にかかれればと思います。

それでは、本日これにて閉会といたします。ありがとうございました。